

平成 29 年

第 4 回市議会定例会 議案第 15 号

函館市亀田福祉センター条例の廃止について

函館市亀田福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市亀田福祉センター条例を廃止する条例

函館市亀田福祉センター条例（昭和 48 年函館市条例第 53 号）は、
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和 39 年函館市条例第 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「亀田福祉センター，」を削る。

（提案理由）

亀田福祉センターを廃止するため